

長期優良住宅建築等計画に係る認定申請手数料等

1 1件あたりの認定申請手数料（法5I～VII関係）

○ 次の①～③の金額を合計した額が1件あたりの手数料となります。

- ① 基本額
- ② 建築確認申請手数料相当額・・・法6IIの申出を行う場合のみ合計
- ③ 基準法第6条の3第1項ただし書規定の審査手数料相当額・・・審査を求める場合のみ合計

【表1】基本額

建築物の床面積	新築住宅			増築・改築住宅		既存住宅(建築行為無し)		
	確認書等交付住宅(※1)	設計性能評価住宅(※2)	左記以外	確認書等交付住宅(※1)	左記以外	確認書等交付住宅(※1)	左記以外	
一戸建ての住宅	13,920円	20,340円	86,040円	20,340円	127,900円	22,150円	129,860円	
共同住宅等	500㎡以下	26,770円	62,110円	124,410円	39,620円	186,040円	41,890円	188,510円
	500㎡超 1,000㎡以下	43,910円	107,100円	215,110円	65,330円	322,090円	68,670円	325,720円
	1,000㎡超 2,500㎡以下	74,970円	206,700円	438,370円	112,450円	656,980円	117,600円	662,560円
	2,500㎡超 5,000㎡以下	144,580円	391,980円	846,510円	216,340円	1,268,610円	225,750円	1,278,820円
	5,000㎡超 10,000㎡以下	272,030円	639,380円	1,458,150円	408,050円	2,187,220円	424,830円	2,205,440円
	10,000㎡超 20,000㎡以下	504,440円	1,193,090円	2,725,600円	756,120円	4,087,240円	786,760円	4,120,500円
	20,000㎡超 30,000㎡以下	719,710円	1,768,220円	4,207,010円	1,079,560円	6,310,510円	1,122,030円	6,356,610円
	30,000㎡超	857,870円	2,135,570円	5,095,380円	1,286,270円	7,641,920円	1,337,380円	7,697,410円

- ※1 「確認書等交付住宅」とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「品確法」という。）第6条の2第5項に規定する確認書若しくは住宅性能評価書（長期使用構造等であることが記載されたものに限り。）又はこれらの写しを添えて長期優良住宅の認定申請がされた住宅をいいます。
- ※2 「設計性能評価住宅」とは、品確法第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関が同項の規定により住宅性能評価書（設計された住宅に係るものに限る。）を交付した住宅で、確認書等交付住宅以外の住宅をいいます。

【表2】建築確認申請手数料相当額

建築物	床面積の合計	構造計算書添付なし		構造計算書添付あり
		壁量計算書添付なし	壁量計算書添付あり	
	100㎡以下	32,830円	54,120円	60,330円
	100㎡超～ 200㎡以下	41,440円	62,600円	69,650円
	200㎡超～ 300㎡以下	68,950円	84,420円	94,090円
	300㎡超～ 500㎡以下	68,950円	—	94,090円
	500㎡超～ 1,000㎡以下		166,540円	
	1,000㎡超～ 2,000㎡以下		227,430円	
	2,000㎡超～ 5,000㎡以下		405,930円	
	5,000㎡超～10,000㎡以下		541,350円	
	10,000㎡超～50,000㎡以下		722,320円	
	50,000㎡超		1,162,740円	
建築設備			24,630円	
工作物			39,620円	

【表3】 基準法第6条の3第1項ただし書規定の審査手数料相当額

床面積 (※3)	手数料
200㎡以下	125,410円
200㎡超～ 500㎡以下	149,940円
500㎡超～ 1,000㎡以下	174,350円
1,000㎡超～ 2,000㎡以下	198,880円
2,000㎡超～10,000㎡以下	237,640円
10,000㎡超～50,000㎡以下	315,610円
50,000㎡超	579,720円

※3 2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物の当該部分は、それぞれ別の建築物とみなします。

2 1件あたりの変更認定申請手数料 (法8I関係)

○次の①～③の金額を合計した額が1件あたりの手数料となります。

- ① 基本額
- ② 建築確認申請手数料相当額・・・法6Ⅱの申出を行う場合のみ合計
- ③ 基準法第6条の3第1項ただし書規定の審査手数料相当額・・・判定を求める場合のみ合計

【表1】 基本額

建築物の床面積	新築住宅			増築・改築住宅		既存住宅(建築行為無し)		
	確認書等交付住宅 (※1)	設計性能評価住宅 (※2)	左記以外	確認書等交付住宅 (※1)	左記以外	確認書等交付住宅 (※1)	左記以外	
一戸建ての住宅	13,920円	20,340円	86,040円	20,340円	127,900円	22,150円	129,860円	
共同住宅等	500㎡以下	26,770円	62,110円	124,410円	39,620円	186,040円	41,890円	188,510円
	500㎡超	43,910円	107,100円	215,110円	65,330円	322,090円	68,670円	325,720円
	1,000㎡以下	74,970円	206,700円	438,370円	112,450円	656,980円	117,600円	662,560円
	1,000㎡超	144,580円	391,980円	846,510円	216,340円	1,268,610円	225,750円	1,278,820円
	2,500㎡以下	272,030円	639,380円	1,458,150円	408,050円	2,187,220円	424,830円	2,205,440円
	2,500㎡超	504,440円	1,193,090円	2,725,600円	756,120円	4,087,240円	786,760円	4,120,500円
	5,000㎡以下	719,710円	1,768,220円	4,207,010円	1,079,560円	6,310,510円	1,122,030円	6,356,610円
	5,000㎡超	857,870円	2,135,570円	5,095,380円	1,286,270円	7,641,920円	1,337,380円	7,697,410円
	10,000㎡以下							
	10,000㎡超							

- ※ 変更に係る部分の床面積の2分の1 (床面積が増加する場合は当該床面積) とする。
- ※1 「確認書等交付住宅」とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律 (平成11年法律第81号。以下「品確法」という。) 第6条の2第5項に規定する確認書若しくは住宅性能評価書 (長期使用構造等であることが記載されたものに限り。) 又はこれらの写しを添えて長期優良住宅の認定申請がされた住宅をいいます。
- ※2 「設計性能評価住宅」とは、品確法第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関が同項の規定により住宅性能評価書 (設計された住宅に係るものに限る。) を交付した住宅で、確認書等交付住宅以外の住宅をいいます。

【表2】建築確認申請手数料相当額

建築物	変更に係る部分の床面積の1/2 +増加部分の床面積	構造計算書添付なし		構造計算書添付あり
		壁量計算書 添付なし	壁量計算書 添付あり	
	30㎡以下	9,840円	17,000円	19,680円
	30㎡超～ 100㎡以下	32,830円	54,120円	60,330円
	100㎡超～ 200㎡以下	41,440円	62,600円	69,650円
	200㎡超～ 300㎡以下	68,950円	84,420円	94,090円
	300㎡超～ 500㎡以下	68,950円	—	94,090円
	500㎡超～ 1,000㎡以下		166,540円	
	1,000㎡超～ 2,000㎡以下		227,430円	
	2,000㎡超～ 5,000㎡以下		405,930円	
	5,000㎡超～10,000㎡以下		541,350円	
	10,000㎡超～50,000㎡以下		722,320円	
	50,000㎡超		1,162,740円	
建築設備			17,130円	
工作物			27,840円	

【表3】基準法第6条の3第1項ただし書規定の審査手数料相当額

床面積 (※3)	手数料
200㎡以下	125,410円
200㎡超～ 500㎡以下	149,940円
500㎡超～ 1,000㎡以下	174,350円
1,000㎡超～ 2,000㎡以下	198,880円
2,000㎡超～10,000㎡以下	237,640円
10,000㎡超～50,000㎡以下	315,610円
50,000㎡超	579,720円

※3 2以上の部分がエキスパンション
ジョイントその他の相互に応力を伝
えない構造方法のみで接している建
築物の当該部分は、それぞれ別の建
築物とみなします。

3 1件あたりの譲受人変更認定申請手数料 (法9 I, III関係) 6,740円

4 1件あたりの承継承認申請手数料 (法10関係) 6,740円

5 1件あたりの容積率特例許可 (法18関係) 171,360円

6 算定事例

【事例1】

登録住宅性能評価機関による確認書等の交付を受けた床面積が130㎡の一戸建ての住宅（専用住宅）の新築であって、かつ、法6Ⅱの申出を行う場合。（壁量計算書及び構造計算書添付なしの場合に限る。）

1件あたりの認定申請手数料＝55,360円

（内訳）

- ①基本額＝13,920円
- ②建築確認申請手数料相当額＝41,440円
- ③基準法第6条の3第1項ただし書規定の審査手数料相当額＝0円

【事例2】

登録住宅性能評価機関による確認書等の交付を受けていない床面積が1,500㎡の区分所有マンションの新築に係る長期優良住宅建築等計画の認定を申請する場合であって、かつ、法6Ⅱの申出を行い、基準法第6条の3第1項ただし書規定の審査を求める場合

1件あたりの認定申請手数料＝864,680円

（内訳）

- ①基本額＝438,370円
- ②建築確認申請手数料相当額＝227,430円
- ③基準法第6条の3第1項ただし書規定の審査手数料相当額＝198,880円

【事例3】

登録住宅性能評価機関による確認書等の交付を受けている建築物の床面積が200㎡の店舗付き住宅に係る長期優良住宅建築等計画の認定を申請する場合であって、法6Ⅱの申出及び基準法第6条の3第1項ただし書規定の審査を求めない場合

1件あたりの認定申請手数料＝26,770円

（内訳）

- ①基本額＝26,770円
- ②建築確認申請手数料相当額＝0円
- ③基準法第6条の3第1項ただし書規定の審査手数料相当額＝0円

【事例4】

登録住宅性能評価機関による確認書等の交付を受けた、建築行為を行わない既存の一戸建ての住宅の申請。

1件あたりの認定申請手数料＝22,150円

（内訳）

- ①基本額＝22,150円
- ②建築確認申請手数料相当額・・・該当なし
- ③基準法第6条の3第1項ただし書規定の審査手数料相当額・・・該当なし